

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成19年10月 第2回訂正分)

株式会社アルトナー

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月18日に近畿財務局長に提出し、平成19年10月19日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成19年9月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成19年10月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し130,000株（引受人の買取引受による売出し100,000株・オーバーアロットメントによる売出し30,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成19年10月17日に決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

2. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し30,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

2【募集の方法】

平成19年10月17日に決定された引受価額（1,848円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（2,000円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の記載の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「92,500,000」を「92,400,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「92,500,000」を「92,400,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

（注）5. の全文削除

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「2,000」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1,848」に訂正。

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「924」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき2,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定にあたりましては、1,700円以上2,000円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数100,000株、引受人による買取引受による売出し100,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限30,000株（以下総称して「公開株式数」という。）を目途に需要の申告を受け付けました。その結果

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価及び相場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,000円と決定いたしました。なお、引受価額は1株につき1,848円と決定いたしました。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (2,000円) と発行価額 (1,445円) 及び平成19年10月17日に決定 した 引受価額 (1,848円) とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成19年9月21日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成19年10月17日に資本組入額（資本金に組入れる額）を 1株につき924円に決定いたしました。

4. 申込証拠金 には、 利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき1,848円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 引受人及びその委託販売先証券会社は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）8. の全文削除

4【株式の引受け】

＜欄内の記載の訂正＞

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成19年10月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,848円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき152円）の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

1. 上記引受人と平成19年10月17日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「170,940,000」を「184,800,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「160,640,000」を「174,500,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額174,500千円については、設備投資資金として全社管理システム（派遣技術員の労働時間等の管理システム）への投資に70,000千円、本社及び事業所の新規開設・増床・移転に伴う建物附属設備の購入等に59,400千円を充当する予定であります。残額については、借入金の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成19年10月17日に決定された引受価額（1,848円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,000円）で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「185,000,000」を「200,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「185,000,000」を「200,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

（注）3. 4. の全文削除及び5. 6. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1.、（注） 2.」を「2,000」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注） 2.」を「1,848」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 2.」を「1株につき2,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注） 3.」を「（注） 3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 大和証券エスエムビーシー株式会社 100,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき152円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成19年10月17日に元引受契約を締結いたしました。

ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 引受人は、引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「55,500,000」を「60,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「55,500,000」を「60,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。

（注） 5. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1.」を「2,000」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 1.」を「1株につき2,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成19年10月17日において決定いたしました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数（30,000株）を上限として当社株主より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を平成19年11月22日を行使期限として当社株主から付与されております。

また、主幹事会社は、上場日（売買開始）から平成19年11月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数（30,000株）を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。（略）